

承 諾 書

私は、荒尾市が荒尾市暴力団排除条例に基づき、荒尾市空家・空地バンク事業実施要綱（以下「要綱」という。）による空家・空地バンクの登録及び利用により暴力団を利とすることがないように、暴力団はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を要綱による空家・空地バンク事業の対象から排除していることを認識したうえで、下記事項について承諾します。

記

荒尾市が、要綱第4条第5項第1号及び第7条第3項第1号に規定する要件の確認のため、暴力団又はその構成員との関係の存在に関し、荒尾警察署に照会すること。

令和 年 月 日

荒尾市長 様

申請者

住 所

ふりがな

氏 名

※本人が自署する場合、押印は不要です。

生年月日 年 月 日

※この書面に記載された個人情報については、荒尾市個人情報保護条例の規定により、上記以外の目的には使用しません。

本書類の提出時には、運転免許証や健康保険証など、身分を証明できる証書の写しを添付してください。

【荒尾市空家・空地バンク事業実施要綱】

第4条

5 市長は、登録申込者又は登録の申込みがあった物件（以下「登録申込物件」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第2項の規定による空家バンクへの登録を行わないものとし、荒尾市空家バンク登録（不登録）決定通知書により当該登録申込者に通知するものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

第7条

3 市長は、空家バンクの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定にかかわらず、空家バンクへの利用登録を認めないものとし、荒尾市空家バンク利用登録（不登録）決定通知書により当該利用希望者に通知するものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員又は反社会的団体に寄与するための利用であると認められるとき。